第二章　施設等機関

（原子力安全人材育成センターの位置）

第二十六条　センターは、東京都に置く。

（所長及び副所長）

第二十七条　センターに、所長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び副所長一人を置く。

2　所長は、センターの事務を掌理する。

3　副所長は、所長を助け、センターの事務を整理する。

（原子力安全人材育成センターに置く課）

第二十八条　センターに、次の四課を置く。

人材育成・研修企画課

業務課

国際研修課

管理課

（人材育成・研修企画課の所掌事務）

第二十九条　人材育成・研修企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力利用における安全の確保に関する人材の育成及び研修に関する企画及び立案に関すること。

二　前号に掲げる事務に関し必要な調査及び研究に関すること。

三　前各号に掲げるもののほか、センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（業務課の所掌事務）

第三十条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力利用における安全の確保に関する人材の育成及び研修の実施に関すること（国際研修課の所掌に属するものを除く。）。

二　核燃料取扱主任者及び原子炉主任技術者の試験及び免状の交付を行うこと。

（国際研修課の所掌事務）

第三十一条　国際研修課は、センターの所掌事務に係る国際関係事務（人材育成・研修企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（管理課の所掌事務）

第三十二条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　センターの職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。

二　所長の官印及び所印の保管に関すること。

三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四　センターの所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

五　センター所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

第十五条の見出し中「及び」を「並びに」に改め、「企画官」の下に「及び地方放射線モニタリング対策官」を加え、同条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「企画官一人」の下に「及び地方放射線モニタリング対策官六人」を加え、同条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及び地方放射線モニタリング対策官三人」を削り、同条第四項中「環境放射能対策官は」の下に「、命を受けて」を加え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6　地方放射線モニタリング対策官は、命を受けて、特定の地方における放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定並びに放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務のうち専門的事項に関する事務を行う。

第十五条を第二十三条とする。

第十四条を次のように改める。

（火災対策室、事故対処室及び核セキュリティ・核物質防護室並びに企画官及び地域防災推進官）

第十四条　原子力防災政策課に、火災対策室、事故対処室及び核セキュリティ・核物質防護室並びに企画官一人及び地域防災推進官一人を置く。

2　火災対策室は、原子力利用に伴う火災対策に関する事務（事故対処室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　火災対策室に、室長を置く。

4　事故対処室は、原子力事故又は原子力施設に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関する事務をつかさどる。

5　事故対処室に、室長を置く。

6　核セキュリティ・核物質防護室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

二　核燃料物質の防護に関すること。

7　核セキュリティ・核物質防護対策室に、室長及び国際核セキュリティ専門官一人を置く。

8　国際核セキュリティ専門官は、命を受けて、核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する国際関係事務を行う。

9　企画官は、命を受けて、原子力防災政策課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

10　地域防災推進官は、命を受けて、原子力事故による災害の防止に関する事務のうち災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画に関する専門的事項についての指導及び助言に関する事務を行う。

第十四条を第二十二条とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款　放射線防護対策部

第十三条の見出し中「安全研究推進室及び」を削り、同条第一項中「安全研究推進室及び」を削り、「企画官一人」を「企画官三人」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条及び一款を加える。

（企画官、経理調査官、首席技術研究調査官、上席会計監査官及び上席技術研究調査官）

第十九条　長官官房に、企画官六人、経理調査官一人、首席技術研究調査官十一人、上席会計監査官一人及び上席技術研究調査官九人を置く。

2　企画官のうち二人は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち特定事項の企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

3　企画官のうち四人は、命を受けて、安全技術管理官のつかさどる職務のうち特定事項の企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

4　経理調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち経理に関する専門的事項についての調査並びに企画及び立案に関するものを助ける。

5　首席技術研究調査官は、命を受けて、安全技術管理官のつかさどる職務のうち専門的事項についての調査及び研究に関するものを助ける。

6　上席会計監査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち委員会の所掌に係る会計の監査に関するものを助ける。

7　上席技術研究調査官は、命を受けて、首席技術研究調査官の事務を補佐する。